

松戸市住生活基本計画策定委員会設置要綱

平成21年 9月 1日

(設置)

第1条 住生活基本法が、国民生活の安全向上と社会福祉の増進を図るとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、平成18年6月に制定された。これを受け、本市の「住まいづくり」の指針である「松戸市住宅マスタープラン」に替えて、住生活の安定の確保および向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「松戸市住生活基本計画」を策定するにあたり、専門的事項について調査及び審議を行うため、松戸市住生活基本計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(組織及び任期)

第2条 策定委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1)学識経験者

(2)関係団体代表

(3)関係行政機関の職員

2 委員の任期は、策定委員会の目的の達成により終了する。

3 委員に欠員が生じたときは、市長はこれを補充することができる。

(委員長及び副委員長)

第3条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により選任する。

2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 策定委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となり議事を整理する。

2 委員会は、特に必要があると認める時は、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 策定委員会の事務局は、都市整備本部都市緑花担当部住宅政策課が所掌する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるものの他必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成21年 9月 1日から施行する。